



島根県報

平成28年10月18日（火）

号外 第 167 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	（税 務 課）	2
島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則	（ ” ）	11

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第86号）

1 規則の概要

- (1) 地方税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う規定及び様式の整理
- (2) その他様式の整備

2 施行期日

平成29年1月1日から施行することとした。ただし、1の(2)の一部については、公布の日から施行することとした。

◇島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第87号）

1 規則の概要

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う次に掲げる規則の様式の整理

- (1) 島根県核燃料税条例施行規則（平成16年島根県規則第97号）
- (2) 島根県核燃料税条例施行規則（平成22年島根県規則第8号）
- (3) 島根県核燃料税条例施行規則（平成27年島根県規則第16号）

2 施行期日

平成29年1月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第86号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第36条の表第11号中「第71条の14第5項」を「第71条の14第6項」に、「第71条の15第4項」を「第71条の15第5項」に改め、同表第12号中「第71条の35第6項」を「第71条の35第7項」に、「第71条の36第4項」を「第71条の36第5項」に改め、同表第13号中「第71条の55第6項」を「第71条の55第7項」に、「第71条の56第4項」を「第71条の56第5項」に改める。

第40条の表第1号中「第72条の46第5項」を「第72条の46第6項」に、「第72条の47第4項」を「第72条の47第5項」に改める。

第45条の表第3号中「第74条の23第5項」を「第74条の23第6項」に、「第74条の24第4項」を「第74条の24第5項」に改める。

第60条第3項の表第3号中「第90条第5項」を「第90条第6項」に、「第91条第4項」を「第91条第5項」に改める。

第65条第3項の表第4号中「第132条第5項」を「第132条第6項」に、「第133条第4項」を「第133条第5項」に改める。

第75条の3の表第15号中「第144条の47第5項」を「第144条の47第6項」に、「第144条の48第4項」を「第144条の48第5項」に改める。

第32号様式中 「個人番号又は法人番号」 を 「法 人 番 号」 に、

「 」

「

摘 要	
--------	--

を

備考 個人番号を記載する場合は、右詰めで記載してください。 」

「

摘 要	
--------	--

に改める。

第85号様式の備考の1の(4)中「前年度分」を「当該年度分」に改める。

第89号様式その1表面を次のように改める。

」

第89号様式その1 (第36条、第40条関係)

(表)

法人の県民税・事業税・地方法人特別税更正(決定)通知書

〒

様

第 年 月 日

県民センター所長

印

次のとおり課税標準額及び税額の更正(決定)並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。

事業年度又は 連結事業年度		年 月 日から 年 月 日まで				管 理 番 号	
事 業 税						県 民 税	
摘 要		課 税 標 準	税 率 / 100	税 額		課 税 標 準 の 総 額 円	
所 得 割	所 得 金 額 総 額	円	/	円		法 人 税	本 県 分 課 税 標 準 額
	年 400 万 円 以 下 の 金 額						法 人 税 割 額 $\frac{(\quad)}{100}$
	年 400 万 円 を 超 え 年 800 万 円 以 下 の 金 額						道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額
	年 800 万 円 超 の 金 額 又 は 軽 減 税 率 不 適 用						外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額
	計						仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額
付 価 値 加 割	付 加 価 値 額 総 額					税 割	利 子 割 額 の 控 除 額
	付 加 価 値 額 本 県 分						差 引 法 人 税 割 額
資 本 割	資 本 金 等 の 額 総 額					均 等 割	既 納 付 確 定 法 人 税 割 額
	資 本 金 等 の 額 本 県 分						租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 法 人 税 割 額 の 控 除 額
収 入 割	収 入 金 額 総 額					利 子 割	既 選 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 である 場 合 の 納 付 額
	収 入 金 額 本 県 分						納 付 す べ き 法 人 税 割 額 ③
合 計 事 業 税 額						均 等 割	算 定 期 間 中 に お い て 事 務 所 等 を 有 し て い た 月 数
平 成 27 年 改 正 法 附 則 第 8 条 又 は 平 成 28 年 改 正 法 附 則 第 5 条 の 控 除 額							均 等 割 額
事 業 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額						均 等 割	既 納 付 確 定 均 等 割 額
仮 装 経 理 に 基 づ く 事 業 税 額 の 控 除 額							納 付 す べ き 均 等 割 額 ④
課 税 免 除 額						利 子 割	利 子 割 額
既 納 付 確 定 事 業 税 額							控 除 し た 金 額
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 事 業 税 額 の 控 除 額						利 子 割	控 除 し き れ な っ た 金 額
納 付 す べ き 事 業 税 額 ①							既 に 還 付 を 請 求 し た 利 子 割 額
地 方 法 人 特 別 税	合 計 地 方 法 人 特 別 税 額					計 算	既 選 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 である 場 合 の 納 付 額
	仮 装 経 理 に 基 づ く 地 方 法 人 特 別 税 額 の 控 除 額						利 子 割 還 付 額
	既 納 付 確 定 地 方 法 人 特 別 税 額						
	租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 地 方 法 人 特 別 税 額 の 控 除 額						
納 付 す べ き 地 方 法 人 特 別 税 額 ②							
加 算 金		不 申 告 加 算 金	過 少 申 告 加 算 金	重 加 算 金			
決 定 額		円	円	円			
既 決 定 額							
納 付 す べ き 額 ⑤		⑥	⑦				
納 期 限		年 月 日					
納 付 す べ き 額		① ~ ⑦ 計				円	※ 納 付 す べ き 額 が マ イ ナ ス の 場 合 は 減 少 額 と な る。
更正・決定根拠(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により、法人の事業税の例により地方法人特別税の賦課徴収を行う場合を含む。)							
この処分に対する不服申立ての方法等及び延滞金の計算方法については、裏面を御覧ください。							

第89号様式その2表面を次のように改める。

第89号様式その2 (第36条、第40条関係)

(表)

法人の県民税・事業税・地方法人特別税更正(決定)通知書

〒

様

第 年 月 日

県民センター所長



次のとおり課税標準額及び税額の更正(決定)並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。

法人課税課託の名称							
事業年度		年 月 日から 年 月 日まで			管 理 番 号		
事 業 税				県 民 税			
摘 要		課 税 標 準	税 率 / 100	税 額		課 税 標 準 の 総 額	
		円				円	
所 得 金 額	総 額					法 人 税	本 県 分 課 税 標 準 額
	年400万円以下の金額						法 人 税 割 額 $\frac{(\quad)}{100}$
	年400万円を超え年800万円以下の金額						道府県民税の特定寄附金税額控除額
	年800万円超の金額又は軽減税率不適用						外国の法人税等の額の控除額
	計						利子割額の控除額
合 計 事 業 税 額						割 額	差 引 法 人 税 割 額
事業税の特定寄附金税額控除額							既納付確定法人税割額
課 税 免 除 額							租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
既 納 付 確 定 事 業 税 額							既還付請求利子割額が過大である場合の納付額
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 事 業 税 額 の 控 除 額							納付すべき法人税割額 ^③
納 付 す べ き 事 業 税 額 ^①						利 子 割 額 に 関 す る 計 算	利 子 割 額
地 方 法 人 特 別 税	合 計 地 方 法 人 特 別 税 額						控 除 し た 金 額
	既 納 付 確 定 地 方 法 人 特 別 税 額						控 除 し き れ な か っ た 金 額
	租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 地 方 法 人 特 別 税 額 の 控 除 額						既に還付を請求した利子割額
	納 付 す べ き 地 方 法 人 特 別 税 額 ^②						既還付請求利子割額が過大である場合の納付額
						利 子 割 還 付 額	
加 算 金							
		不 申 告 加 算 金	過 少 申 告 加 算 金	重 加 算 金			
決 定 額		円	円	円			
既 決 定 額							
納 付 す べ き 額 ^④			^⑤	^⑥			
納 期 限		年 月 日					
納 付 す べ き 額		①~⑥計		円		※ 納付すべき額がマイナスの場合は減少額となる。	
更正・決定根拠(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により、法人の事業税の例により地方法人特別税の賦課徴収を行う場合を含む。)							

この処分に対する不服申立ての方法等及び延滞金の計算方法については、裏面を御覧ください。

第90号の3様式中

8	地方税法第71条の15第1項の規定による。
9	地方税法第71条の15第2項の規定による。

を

「

8	地方税法第71条の14第5項の規定による。
9	地方税法第71条の15第1項の規定による。
10	地方税法第71条の15第2項の規定による。
11	地方税法第71条の15第3項の規定による。

に改める。

」

第90号の4様式中

9	地方税法第71条の36第1項の規定による。
10	地方税法第71条の36第2項の規定による。

を

「

9	地方税法第71条の35第6項の規定による。
10	地方税法第71条の36第1項の規定による。
11	地方税法第71条の36第2項の規定による。
12	地方税法第71条の36第3項の規定による。

に改める。

」

第90号の5様式中

9	地方税法第71条の56第1項の規定による。
10	地方税法第71条の56第2項の規定による。

を

「

9	地方税法第71条の55第6項の規定による。
10	地方税法第71条の56第1項の規定による。
11	地方税法第71条の56第2項の規定による。
12	地方税法第71条の56第3項の規定による。

に改める。

」

第104号様式表面を次のように改める。

第122号様式表面中 「8 地方税法第91条第1項の規定による。」を 「8 地方税法第90条第5項の規定による。」
 「9 地方税法第91条第2項の規定による。」を 「9 地方税法第91条第1項の規定による。」に
 「10 地方税法第91条第3項の規定による。」を 「10 地方税法第91条第2項の規定による。」に
 「11 地方税法第91条第4項の規定による。」を 「11 地方税法第91条第3項の規定による。」に

改める。

第129号様式表面中

「

1 地方税法第129条の規定による。	
2 地方税法第132条の規定による。	
3 地方税法第133条の規定による。	

 」を

「

1 地方税法第129条第 項の規定による。	
2 地方税法第132条第 項の規定による。	
3 地方税法第133条第 項の規定による。	

 」に改める。

第154号様式中

「

<input type="checkbox"/> 1 地方税法第144条の44第1項の規定による	<input type="checkbox"/> 6 地方税法第144条の47第3項の規定による
<input type="checkbox"/> 2 地方税法第144条の44第2項の規定による	<input type="checkbox"/> 7 地方税法第144条の47第4項の規定による
<input type="checkbox"/> 3 地方税法第144条の44第3項の規定による	<input type="checkbox"/> 8 地方税法第144条の48第1項の規定による
<input type="checkbox"/> 4 地方税法第144条の47第1項の規定による	<input type="checkbox"/> 9 地方税法第144条の48第2項の規定による
<input type="checkbox"/> 5 地方税法第144条の47第2項の規定による	

 」を

「

<input type="checkbox"/> 1 地方税法第144条の44第1項の規定による。	<input type="checkbox"/> 7 地方税法第144条の47第4項の規定による。
<input type="checkbox"/> 2 地方税法第144条の44第2項の規定による。	<input type="checkbox"/> 8 地方税法第144条の47第5項の規定による。
<input type="checkbox"/> 3 地方税法第144条の44第3項の規定による。	<input type="checkbox"/> 9 地方税法第144条の48第1項の規定による。
<input type="checkbox"/> 4 地方税法第144条の47第1項の規定による。	<input type="checkbox"/> 10 地方税法第144条の48第2項の規定による。
<input type="checkbox"/> 5 地方税法第144条の47第2項の規定による。	<input type="checkbox"/> 11 地方税法第144条の48第3項の規定による。
<input type="checkbox"/> 6 地方税法第144条の47第3項の規定による。	

 」に改め

る。

第155号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第85号様式、第89号様式その1及び第89号様式その2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第87号

島根県核燃料税条例施行規則等の一部を改正する規則

(島根県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第1条 島根県核燃料税条例施行規則（平成16年島根県規則第97号）の一部を次のように改正する。

- | | | | |
|----------|-------------------------|---|-------------------------|
| | | | 「8 地方税法第278条第5項の規定による。」 |
| 第2号様式表面中 | 「8 地方税法第279条第1項の規定による。」 | を | 9 地方税法第279条第1項の規定による。」 |
| | 9 地方税法第279条第2項の規定による。」 | | 10 地方税法第279条第2項の規定による。」 |
| | | | 11 地方税法第279条第3項の規定による。」 |

に改める。

(島根県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第2条 島根県核燃料税条例施行規則（平成22年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

- | | | | |
|----------|-------------------------|---|-------------------------|
| | | | 「8 地方税法第278条第5項の規定による。」 |
| 第2号様式表面中 | 「8 地方税法第279条第1項の規定による。」 | を | 9 地方税法第279条第1項の規定による。」 |
| | 9 地方税法第279条第2項の規定による。」 | | 10 地方税法第279条第2項の規定による。」 |
| | | | 11 地方税法第279条第3項の規定による。」 |

に改める。

(島根県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第3条 島根県核燃料税条例施行規則（平成27年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

- | | | | |
|----------|-------------------------|---|-------------------------|
| | | | 「8 地方税法第278条第5項の規定による。」 |
| 第3号様式表面中 | 「8 地方税法第279条第1項の規定による。」 | を | 9 地方税法第279条第1項の規定による。」 |
| | 9 地方税法第279条第2項の規定による。」 | | 10 地方税法第279条第2項の規定による。」 |
| | | | 11 地方税法第279条第3項の規定による。」 |

に改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。